



気をつけて！悪質商法 “もうけ話”にご注意を！！



投資や副業といったもうけ話をきっかけにしたトラブルが年齢を問わず依然として続いています。投資やもうけ話を聞いたら、まず疑いましょう。

【事例1】

SNSで「稼ぎ方を教えます」と誘われ、入会金30万円を支払って入会したが、全くもうからない。その後、「知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られる」と説明された。

【事例2】

求人サイトで「自宅で簡単に稼げる。スマホやタブレットを操作するだけで、1日数十万円稼げる」とあるのを見て契約したが、内容が説明と異なるうえに、全然稼げない。

信じては
ダメだケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

「必ず」「確実に」はウソ

そんなうまい話はありません。

「高利回り」は怪しい

本当なら、他人からお金を集めません。

「楽して」「簡単に」はウソ

勧誘している人の方に、お金が行ってしまいます。

「サポート・コーチする」は怪しい

本当に稼げる方法は、人には教えません。



イラスト2点
消費者庁



- 飛びつきたくなるような話には「裏があるのでは？」と疑うことが大事です。周りにだまされていそうな人がいたら、冷静に考えるよう促しましょう。困ったときは、早めにお近くの消費生活相談窓口、または、**『消費者ホットライン188（いやや）番』**に相談してください。

今年も

「借金に関する無料法律相談会」を開催します

庄内消費生活センターでは、毎月の無料法律相談会とは別に、**11月24日(金)**に**多重債務に特化した無料法律相談会**を開催します。

相談会は1枠あたり40分で合計3枠2時間を予定しております。

相談会への参加には**事前の予約と聞き取りが必要**となります。ご予約、お問い合わせは下記の庄内消費生活センターまでご連絡ください。

無料法律相談会の日程等は11月号の庄内消費生活センター情報で詳しく記載します。

借金問題は必ず解決できます！
子どもの借金でお悩みの方、
借金は本人に解決させましょう。
無料法律相談を勧めてください。



「海のマルシェ」でエシカル消費をPR



9月3日(日)酒田市のさかた海鮮市場特設会場で開催された「2023 みなとオアシスマつり×海のマルシェ がぶり！まるごと酒田港」において、エシカル消費に関するブース出展を行いました。

訪れたたくさんの来場者へ、エコバックや缶バッジなど啓発グッズを配布しながら、エシカル消費への理解を深めてもらうようPRしました。



消費生活無料法律相談会開催日

- ・10月11日(水)
- ・11月 8日(水)

午後1時30分から
午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

(山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください